特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	物価高騰対策に関する事務基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

智頭町は、物価高騰対策給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じて、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

無

評価実施機関名

鳥取県智頭町長

公表日

令和7年3月6日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

I 関連情報 	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	物価高騰対策給付金に関する事務
②事務の概要	①R5住民税均等割非課税世帯への給付 ②R5住民税均等割のみ課税世帯への給付 ③低所得者の子育て世帯への加算 ④R6新たに住民税均等割非課税となる世帯への給付 ⑤R6新たに住民税均等割のみ課税となる世帯への給付 ⑥定額減税しきれないと見込まれる所得水準の方への給付(調整給付) ⑦R6年度住民税非課税世帯への給付 ⑧R6低所得者の子育て世帯への加算 上記給付金の対象者の支給要件の確認、支給決定、支給処理に関する事務
③システムの名称	特別定額給付金システム 住民税システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル	名
非課税世帯給付金情報ファイ 定額減税調整給付情報ファイ 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第135項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条
4. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利 用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表160の項及び第162条
5. 評価実施機関における	5 担当部署
①部署	非課税世帯給付金の支給事務:福祉課 定額減税調整給付金の支給事務:税務住民課
②所属長の役職名	非課税世帯給付金の支給事務:福祉課長 定額減税調整給付金の支給事務:税務住民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	
請求先	福祉課 〒689-1402 鳥取県八頭郡智頭町大字智頭1875 TEL:0858-75-4101 税務住民課 〒689-1402 鳥取県八頭郡智頭町大字智頭2072-1 TEL:0858-75-4118
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ
連絡先	福祉課 〒689-1402 鳥取県八頭郡智頭町大字智頭1875 TEL:0858-75-4101 税務住民課 〒689-1402 鳥取県八頭郡智頭町大字智頭2072-1 TEL:0858-75-4118
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢>				
	いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> [500人未満] 1)500人以上 2)500人未満				
	いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故					
	RIC、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	人 [発生なし] (選択肢> 1)発生あり 2)発生なし				

Ⅲ しきい値判断結果

しざい	胆 判断結果	

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
-	項目評価書] 施機関については、それぞれ	重点項目評価書》	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び なは全項目評価書において、リス	全項目評価書
載されている。				
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシス	テムを通じた入	手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネットワー	-クシステムを通じ	た提供を除く。)]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	1]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は一分か		十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリス への対策は十分か	ן ל	十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報か		廃棄について	こいずれ	時による照会時の対象者の確認、個人番号及び個人 はも複数人での確認を徹底するため、人的ミスが発生す

9. 監査	
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育	• 啓発
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと	考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> <選択肢> 「 十分である] (選択肢) 「 十分である] (2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムを通じて利用できる事務へのアクセス制限を職員毎に限定しており、適切なアクセス管理を行っている。また、アクセスログの保存・確認が可能なため、権限のない者により特定個人情報を不正に入手されるリスクへの対策は十分である。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
汉天日	첫부	文文的 000000	发光设 00 旧城	TELL MANAGE	TETTING MICHAEL
令和6年3月6日	②事務の概要	①R5住民税均等割非課税世帯への給付 ②R5住民税均等割のみ課税世帯への給付 ③低所得者の子育て世帯への加算 ④R6新たに住民税均等割非課税となる世帯へ の給付 ⑤R6新たに住民税均等割のみ課税となる世帯へ の給付 ⑥定額減税しきれないと見込まれる所得水準 の方への給付(調整給付) 上配給付金の対象者の支給要件の確認、支給 決定、支給処理に関する事務	①R5住民税均等割非課税世帯への給付【令和6年7月31日終了】 ②R5住民税均等割のみ課税世帯への給付【令和6年7月31日終了】 ③低所得者の子育で世帯への加算【令和6年7月31日終了】 ③化所得者の子育で世帯への加算【令和6年7月31日終了】 《R6新たに住民税均等割非課税となる世帯への給付【令和6年10月31日終了】 ⑤R6新たに住民税均等割のみ課税となる世帯への給付【令和6年10月31日終了】 ⑥定額減税とれないと見込まれる所得水準の方への給付【令和6年10月31日終了】 ⑥定額減税とれないと見込まれる所得水準の方への給付【朝整給付】 ⑦R6任所得るの大倉で世帯への給付 ⑧R6低所得るの子育で世帯への加算上記給付金の対象者の支給等の本の発	事前	
令和6年3月6日	8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か		十分である	事前	
令和6年3月6日	8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か 判断の根拠		甲腈番 L 記載された個人番号の値能、情報連 携時による照会時の対象者の確認、個人番号 及び個 人情報が記載された申請書の廃棄につ いていずれも複数人での確認を徹底するた め、人的ミスが発生するリスクへの対策は十分 であると考えられる。	事前	
令和6年3月6日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事前	
令和6年3月6日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か		十分である	事前	
令和6年3月6日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策 られる対策 当該対策は十分か 判断の根拠		システムを通じて利用できる事務へのアクセス 制限を職員毎に限定しており、適切なアクセス 管理を行っている。また、アクセスログの保存・ 確認が可能なため、権限のない者により特定 個人情報を不正に入手されるリスクへの対策 は十分である。	事前	
<u> </u>					
<u> </u>					
-					
—					
L	l	I.			l

説明				
	•			
	•			